



当該参考図は、平成25年8月30日に指定した「『徳島県南海トラフ巨大地震に係る震災に強い社会づくり条例』第五十五条に規定する『特定活断層調査区域』と、条例で規定しない『活断層の調査を推奨する区域』を表示したものです。